

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、シニアフィットサービス株式会社におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を算定している。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

職場環境要件項目 シニアフィットサービス株式会社としての取組

入植促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 →年齢を問わず、未経験者や他産業からの採用も行っている
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 →研修費用の補助や勤務シフトの考慮などを実施
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備 →可能な限り希望に応じたシフト調整の実施
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 →健康診断の実施と休憩室の確保
生産性向上のための業務改善の取り組み	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 →消耗品用棚・清掃チェック表での管理
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による介護職員の気づきを踏まえた業務環境やケア内容の改善 →ミーティングや申し送りノートの活用による業務環境・ケア内容の改善